

平成29年度決算に係る定期監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

(1) 共通的事項

ア 契約の相手方が1者に限定されるため、県があらかじめ価格を定めて契約するもの

機関名	指摘内容	講じた措置
中部地震復興本部事務局	平成29年度鳥取県子育て世帯向け地域防災学習サポート事業に係る業務委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	<p>「契約書の作成省略等について」（昭和39年4月1日付総務部長、出納長通知）が誤認しやすい表現だったことにより、見積書を徴さないことができる場合に該当すると誤認して、見積書を徴さないものとして発注伺や予定価格調書を作成していなかったものである。</p> <p>契約に関する各種通知を統合して契約に係る事務手続をまとめた「契約事務処理要領」（平成30年10月30日会計管理者制定）に見積を徴さないことができる場合として「2号随契において、その性質又は目的により、県があらかじめ定めた価格で契約するとき」が追加されたので、今後は、見積書を徴さない場合（発注伺、予定価格調書も不要）は、この規定に該当するかどうかを十分確認することとした。</p>
元気づくり総本部 元気づくり推進局 女性活躍推進課	就業規則整備支援コンサルタント派遣業務に係る委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
東部振興監東部振興課	いなばのジビエ開発普及業務委託契約外2件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
危機管理局 消防防災課	鳥取県西部地震展示交流センター運営事業委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
福祉保健部 ささえあい福祉局長 寿社会課	介護職員処遇改善加算取得相談窓口設置事業委託契約外5件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
健康医療局医療指導課	鳥取県献血推進員設置事業委託契約外2件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課	鳥取県動物愛護センター機能運営業務委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
商工労働部 産業振興課	特許流通フェア事業運営業務に係る委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
商工労働部（農林水産部） 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	「食のみやこ鳥取県」海外輸出支援体制強化事業に係る委託契約外1件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
農林水産部 農地・水保全課	中海干拓県有農地管理に係る委託契約について、発注伺を作成してお	

機関名	指摘内容	講じた措置
	らず、予定価格調書を作成していなかった。	
栽培漁業センター	栽培漁業センター施設維持管理業務に係る委託契約について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
とっとり賀露かにかっこ館	鳥取県立賀露かにかっこ館飼育管理業務に係る委託契約について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	
会計管理者 会計局（会計管理局）	スポーツ課における国民体育大会鳥取県選手団派遣等事業及び競技力向上対策等事業の実施に係る委託契約外1件について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。	

イ 年度当初における支出負担行為の遅延等

機関名	指摘内容	講じた措置
元気づくり総本部 元気づくり推進局女性活躍推進課	就業規則整備支援コンサルタント派遣業務に係る委託契約について、遡って契約していた。	<p>年度末の繁忙期において、短期間に支出負担行為等の事務が集中すること並びに担当者及び上司とも進捗管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>4月当初に契約する必要がある案件について、3月上旬に当初予算が成立していない場合には、予算を仮登録又は仮配当し、予算成立を契約成立の条件として、入札実施等や支出負担行為に係る準備をあらかじめ行い、3月中に決裁を済ませることとした。</p> <p>また、事務処理の遅れや漏れがないよう、各所属で契約事務の進捗管理について徹底を図った。</p>
総務部 行財政改革局財源確保推進課	鳥取県ふるさと納税事務一括代行業務に係る委託契約について、遡って契約を締結していた。	
地域振興部 スポーツ課	スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。	
福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課	鳥取県地域生活定着支援センター運営事業委託契約外1件について、遡って契約していた。	
生活環境部 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	ろ過海水搬入委託業務に係る委託契約について、遡って契約していた。	
くらしの安心局くらしの安心推進課	鳥取県動物愛護センター機能運営業務委託契約について、遡って契約していた。	
商工労働部 産業振興課	医工連携推進事業補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
会計管理者 会計局（会計管理局）	平成29年度財務会計等収納データ作成業務委託契約について、遡って契約していた。	

ウ 道路占用料等の調定遅延

機関名	指摘内容	講じた措置
県土整備部 鳥取県土整備事務所	土木使用料収入（道路占用料等）について、調定が遅延しているものがあった。	年度末から年度当初にかけて処理すべき業務が集中すること、年度途中で変更又は廃止となった対象物件に係る占用者への内容確認や占用台帳の精査に時間を要したこと等により遅延したものである。 調定事務が迅速かつ適正に行えるよう以下のとおり再発防止策を実施し、平成30年度調定分では著しい遅延を解消した。 ①余裕を持って更新事務が行えるよう、各占用者への更新又は廃止申請に係る案内時期を早め、前年の12月に実施した。 ②調定処理の進捗状況を組織共有し、進行管理を徹底した。 なお、総合道路台帳システムの占用台帳データについて、必要項目をCSV形式で抽出し、そのデータを新財務会計システムに取り込むことで大量調定処理がスムーズになることから、システム改修を実施中である。
総合事務所 中部総合事務所県土整備局	農林水産業使用料収入（漁港施設使用料）、土木使用料収入（道路占用料等）等について、調定が遅延しているものがあった。	

エ 福祉保健部職員の不適切な事務処理

機関名	指摘内容	講じた措置
総務部 政策法務課	福祉保健課における生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（地域福祉増進事業分）について、決裁を受けずに公印（知事印）を押印し、国へ返還額報告書を提出していた。 概要：H30. 3に職員による不適正な契約手続が行われていたことが判明したことから、当該職員が担当していた事務全般を確認したところ明らかになったものである。 提出した報告書を受理した国がそれを正当なものとして返還手続きを進めていたこと、また当該報告の内容自体は適切であったことから、追認を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・報告年月日：H30. 2. 28 ・追認年月日：H30. 4. 11 ・返 還 額：1,537,000 円 ・発生の理由：担当者の規範意識が欠如し、上司の進行管理が不十分であった。 公印の管理が不十分であった。	不適正な事務処理の発生を受け行政監察を行うとともに、平成30年11月に当該職員及び監督職員に対する処分を実施した。 再発防止のため、平成30年4月に適正な事務処理の実施及び公印の適正な管理等について全庁に通知し、注意喚起を行うとともに、平成30年7月には、県内東部、中部、西部の3か所で実施した文書管理主任研修において、公印管理の徹底、押印時の施行確認の徹底を指導した。 なお、平成31年4月から、施行文書が決裁を受けた内容であることや施行件数などの確認後に公印を押印するよう、鳥取県文書の管理に関する規程を改正した。
政策法務課	福祉保健課における生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約外1件について、決裁を受けずに公印（知事印）を押印し、契約書を作成していた。	

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約：①生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約 ②生活保護等版レセプト管理システムクラウドサービス提供委託契約 ・発生の理由：担当者の規範意識が欠如し、上司の進行管理が不十分であった。 公印の管理が不十分であった。 	
<p>福祉保健部 ささえあい福祉局福祉保健課</p>	<p>(再掲)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(地域福祉増進事業分)について、決裁を受けずに公印(知事印)を押印し、国へ返還額報告書を提出していた。</p> <p>概要：H30. 3に職員による不適正な契約手続が行われていたことが判明したことから、当該職員が担当していた事務全般を確認したところ明らかになったものである。</p> <p>提出した報告書を受理した国がそれを正当なものとして返還手続きを進めていたこと、また当該報告の内容自体は適切であったことから、追認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告年月日：H30. 2. 28 ・追認年月日：H30. 4. 11 ・返 還 額：1,537,000 円 ・発生の理由：担当者の規範意識が欠如し、上司の進行管理が不十分であった。 公印の管理が不十分であった。 	<p>不適正な事務処理が発生した背景は、当該職員が業務過多から円滑な事務執行が困難な状況になっていたが、それを所属内の上司や職員が把握できず、業務の進捗管理も不十分だったものである。</p> <p>また、公印(課長印)を押印する際、文書管理主任が確認するルールが守られていなかった。</p> <p>再発防止のため、次の業務負担の軽減と情報共有・進捗管理及び公印(課長印)の管理徹底の徹底を図った。</p> <p>(1) 業務負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員が担当していた業務について、複数の職員で業務を遂行する体制を講じた。 ・毎年の定型的な契約業務について、令和元年度以降複数年契約とした。 ・上司が勤怠管理システムで職員の時間外勤務の状況を定期的に確認し、業務過多の状況等の早期発見に努めた。 <p>(2) 情報共有・進捗管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関するメールについて上司及び係内の職員をCCに入れるなど、所属内での情報共有を徹底した。 ・契約事務について、年度当初においてリスト化することにより、所属内で共有しつつ進捗管理を行った。 <p>(3) 公印(課長印)の管理徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理主任が公印(課長印)を保管し、押印の際に電子決裁システムにて決裁済かどうかを確認するよう徹底した。
<p>ささえあい福祉局福祉保健課</p>	<p>生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約外3件について、契約締結に係る決裁を受けずに業務を発注していた。</p> <p>概要：H30. 3. 27に担当職員が体調不良のため年度末まで休暇をとることとなったが、その不在時に委託業務を請け負っているという会社の担当者が契約書をまだ受理していないため受け取りたいと来庁し、決裁を受けないまま発注している事案及びその他不適正な事務手続が複数発覚した。</p> <p>その後、担当者が発注した業務については、いずれも政策法務課に契約の有効性を確認し、契約の追認を行っている。</p> <p>なお、下記契約の②については、毎月締めの翌月払いの契約としてお</p>	

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>り、当該職員が私費で 10 か月分 (864,000 円) を支払っていたため、委託業者から職員へ個人で負担した額を返還してもらった上で、県費で契約金額全額を委託業者に支払った。</p> <p>①生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約 ②生活保護等版レセプト管理システムクラウドサービス提供委託契約 ③社会保障・税番号制度導入に伴う鳥取県生活保護システム改修及び支援業務に係る委託契約 ④鳥取県生活保護システム及び番号制度連携ユニットネットワーク分離業務に係る委託契約</p> <p>・発生の理由：担当者の規範意識が欠如し、上司の進行管理が不十分であった。</p>	
ささえあい 福祉局福祉 保健課	<p>(再掲)生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約外 1 件について、決裁を受けずに公印(知事印)を押印し、契約書を作成していた。</p> <p>・契約： ①生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約 ②生活保護等版レセプト管理システムクラウドサービス提供委託契約</p> <p>・発生の理由：担当者の規範意識が欠如し、上司の進行管理が不十分であった。 公印の管理が不十分であった。</p>	
ささえあい 福祉局福祉 保健課	<p>鳥取県生活保護システム及び番号制度連携ユニットネットワーク分離業務に係る委託契約について、決裁を受けずに公印(課長印)を押印し、業者へ見積依頼文書を送付していた。</p> <p>概要：当時、福祉保健課では、課長の公印を総務補佐の横の小机に年中常置しており、チェックなしにいつでも押印できる状況にあった。現在はキャビネ内に収納しており、押印するときだけ出して内容を確認した上で押印させている。</p> <p>・契約：④鳥取県生活保護システム及</p>	

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>び番号制度連携ユニットネットワーク分離業務に係る委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の理由：担当者の規範意識が欠如し、上司の進行管理が不十分であった。 	

(2) 個別事項

機関名	指摘内容	講じた措置
元気づくり 総本部 広報課	<p>平成29年度県政だより印刷に係る委託契約について、契約書に定める完了検査を行っていなかった。</p> <p>概要：納入先を19市町村とし、納入時に県が検査することとしていたが、市町村に出向いて検査を行っておらず、事業者から提出される納品書のみにより納入を確認していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物：平成29年度県政だより ・数量：203,200部×12回 ・契約額：22,121,164円 ・発生の理由：担当者及び上司とも完了検査の認識が不十分であった。 	<p>受託者からの納品書提出と県政だより納品に係る各市町村からの不具合連絡の有無により納品を検査済としていたものである。</p> <p>監査指摘を受けて、平成31年2月に変更契約し、受託事業者が各市町村に納入した際に受取者から徴する受領印が押印された納品書の写しを県に提出させることとし、当該書面の確認をもって完了検査とすることとした。</p>
総務部 関西本部	<p>’17食博覧会・大阪の出展に係る負担金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要：出展料金及び電気、給排水、LPガスの設備の工事・使用に伴う負担金であるが、事前に金額は把握でき、事前に支出負担行為を行うべきところ、そのための予算が不足しており、事業終了後に受領した見積書に基づいて流用により予算を確保し、支出負担行為を行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遅延の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>事業実施前には一部負担金額が不確定であったため、担当者が事前に支出負担行為を行わず額が確定するまで留保してしまったこと及び上司の業務進捗管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、平成30年度年度の事務処理については、業務の進捗管理を徹底し、会計処理が遅滞することのないよう対応を行った。</p> <p>再発防止のため、事後でなければ額が確定しない場合であっても、見込額で事前に支出負担行為を起こすよう、所属内に徹底した。また、業務の進行管理を適切に行い、遑り等不適切な会計処理を行うことがないよう所属内で徹底した。</p>
関西本部	<p>JR大阪駅における鳥取県観光情報発信業務に係る委託契約について、遑って契約していた。</p> <p>概要：委託する業務が複数あるところ、そのうちの主要業務を強く意識していたことから、先行して着手すべき業務を失念し、契約日を遑っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：H29.9.28～H29.10.31 	<p>委託する業務が複数あり、そのうちの主要業務を強く意識していたことから、先行して着手すべき業務を担当者が失念していたこと及び上司の業務進捗管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、今年度の事務処理については、業務の進捗管理を徹底し、会計処理が遅滞することのないよう対応を行った。</p> <p>再発防止のため、業務の進捗管理を適切</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額：2,503,440円 ・ 決裁日：H29.10.4 ・ 契約日：H29.9.28 ・ 遡り日数：6日 ・ 遅延の理由：担当者が失念し、上司の進行管理が不十分であった。 	<p>に行い、遡り等不適切な会計処理を行うことがないように所属内で徹底した。</p>
<p>関西本部</p>	<p>「食のみやこ鳥取県」ブランド化推進事業ブランド力向上業務委託契約について、積算金額を上回る額で契約していた。</p> <p>概要：参考見積により予定価格を積算する場合においては、積算した額以下を予定価格とすべきところ、発注同にその端数を切り上げて予定価格の積算として記載し、その額で予定価格を決定していた。予定価格の範囲内で落札決定したものの、契約金額は積算金額を上回っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格：3,542,000円 ・ 積算金額：3,541,867円 ・ 契約金額：3,542,000円 ・ 超過金額：133円 ・ 発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>担当者の予定価格の積算に対する認識が不足していたこと及び上司による積算資料のチェックが不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、関係規則の認識を高め、起案の内容について、担当者だけでなく副査及び上司も十分にチェックするよう所属内で徹底した。</p>
<p>観光交流局 観光戦略課</p>	<p>ビジット・ジャパン地方連携事業「岡山・鳥取連携FIT向けドライブツアー促進事業（香港）」に係る負担金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要：負担金の請求書の受理が翌年度4月となったため、支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担金額：1,499,981円 ・ 請求者：C協議会（事務局：岡山県） ・ 請求書受理日：H30.4.26（請求書日付 H30.3.30） ・ 決裁日：H30.4.26 ・ 支出負担行為日：H30.3.30 ・ 遡り日数：27日 ・ 遅延の理由：相手方の事務が遅延した。 	<p>国（中国運輸局）は、事業費が確定した段階で契約を締結し、事業完了後に事業受託者（旅行会社）から地方自治体（今回であれば幹事県の岡山県）に費用を請求するやり方を全国的に行っているほか、受託者からの請求を受けて幹事県の岡山県が本県に請求を行うため、さらに時間がかかる形になっている。</p> <p>再発防止のため、国に適正かつ迅速な手続を行うよう要請するとともに、国から事業実施計画が示された時点で、実施予定額（予算の範囲内）に基づき支出負担行為を行うとともに、今後同様な事例が起こらないよう所属内で情報共有を図った。</p>
<p>観光戦略課</p>	<p>山陰地域限定特例通訳案内士養成研修業務に係る委託契約について、遡って契約していた。</p> <p>概要：本県と島根県が共同で行う業務委託について、島根県が契約業務を担当した。島根県が契約同の</p>	<p>島根県が行った契約事務に係る連絡調整が不十分だったため、適正な時期に決裁を受けることができなかったものである。</p> <p>再発防止のため、他県との共同業務の場合、事前に情報共有しながら余裕を持った日程で契約事務を進め、契約の当事者全員</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>決裁日を契約日としたが、本県は島根県の決裁後に起案したため、契約日を遡ることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：H29. 6. 30～H30. 3. 31 ・決 裁 日：H29. 7. 19 ・契 約 日：H29. 6. 30 ・遡り日数：19 日 ・遅延の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>の決裁が整った段階で契約日を決めることをルール化して適切に事務処理を行うこととした。</p> <p>また、今後同様の事例が起らないよう業務の進捗管理を行うこととした。</p>
観光戦略課	<p>「ようこそ鳥取県」国際チャーター便促進支援補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要：補助事業者が補助金事務に不慣れであったことから、県の再三の督促にもかかわらず申請書の提出が遅れ、その後も修正等を行ったことから起案が大幅に遅れた。既に事業に着手していたことから、遡って交付決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者：(株) F (韓国) ・交付申請日：H29. 9. 29 ・交付申請書：H29. 11. 9 月 ・実施期間：H29. 9. 30～H29. 12. 30 ・補助金額：8,229,000 円 ・決 裁 日：H29. 11. 9 ・交付決定日：H29. 9. 29 ・遡り日数：1 か月 10 日 ・遅延の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>補助事業者の本県への補助申請が初めてであり、補助金の手続や流れ（交付決定後に事業実施）等に対する理解が不十分であったことにより、補助金申請手続が遅延したものである。</p> <p>再発防止のため、外国企業とのやり取りに関しては、国内の事業者よりも時間を要することから、補助事業の流れやスケジュール等を予め伝えるなどし、適正な事務を行うこととした。</p> <p>また、外国企業との補助事業の実施にあたっては、速やかに県と相手方でタイムスケジュール等を共有し、期限までに申請手続が適切に行われない場合、補助金の支出ができなくなることについても相手方に伝えることとした。</p> <p>なお、課内においても、担当者同士（韓国担当とチャーター担当）で、相互に業務の進捗状況を共有し、進捗管理を行うことを徹底した。</p>
交流推進課	<p>2017年度鳥取県江原道職員相互派遣事業研修員受入業務委託契約について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。</p> <p>概要：見積書を徴取する前に決定しておくべき予定価格を、見積書を徴取した後に決定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約日：H29. 4. 1 ・見積書受理日：H29. 3. 6 ・予定価格調書作成日：H29. 3. 28 ・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>担当者及び予定価格決定者とも予定価格の決定についての認識が不十分であった。</p> <p>平成28年度決算でも同じ指摘を受け、同様のミスが生じないように、平成29年11月14日に指摘内容を所属内で情報共有し、主査・副査間で相互に確認し、さらに上司も確認することを徹底しており、平成30年度契約は適正に処理した。</p>
交流推進課	<p>第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットに係る同時通訳・翻訳等業務委託契約外1件について、遡って変更契約していた。</p> <p>概要：開催日（H29. 4. 10）直前に①参加地域が当初想定していた以外</p>	<p>行事開催直前に業務内容を変更する必要が生じたが、これに対応するための情報共有や適切な業務配分及び進行管理が行えなかったものである。</p> <p>監査指摘を受けて、委託契約に係る業務内容について必要な情報共有を徹底する</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>の資料の使用を希望したこと、②訪問団の来県日程等に変更があったことから、それぞれ変更契約の必要が生じたが、開催に向けた来客対応を優先し、変更契約の手続を開催後に行っていた。</p> <p>①第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットに係る同時通訳・翻訳等業務委託：遅延日数1か月11日</p> <p>②第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット運營業務委託：遅延日数1か月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約日：H29.4.1 ・発生の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>ともに、適正に事務処理が行える職員体制・事務配分を行った。</p> <p>再発防止策のため、平成30年7月10日に今回の指摘内容を所属内で情報共有するとともに、平成30年11月15日に会計事務別研修会の内容を所属内で伝達研修し周知徹底した。</p>
<p>福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課</p>	<p>平成30年4月障害福祉サービス等報酬改定及び改正障害者総合支援法の施行に伴う鳥取県障害福祉サービス事業者等管理システム改修業務委託契約について、見積書比較価格を上回る見積額であるにもかかわらず契約していた。</p> <p>概要：予定価格は適正に決定されていたが、予定価格調書作成の際に見積書比較価格の千円未満を切り捨てた額を記載していた。見積書は見積書比較価格を上回ったものの、契約額は予定価格と同額であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算価格：2,727,540円 ・予定価格：2,727,540円 ・見積書比較価格：2,525,000円 ・見積額：2,525,500円(見積書比較価格を500円上回る) ・契約額：2,727,540円 ・発生の理由：担当者及び上司とも確認が不十分であった。 	<p>予定価格調書の見積書比較金額の記載を誤り、見積合わせ担当者及び上司も確認が不十分であったものである。</p> <p>再発防止のため、契約事務の実務を再確認するため、平成30年11月15日に開催された会計事務別研修会の内容を所属内で伝達研修した。</p> <p>また、契約過程において主査と副査との間で相互に確認を行うとともに、上司も確認することを徹底した。</p>
<p>子育て王国推進局青少年・家庭課</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム標準レイアウト変更対応業務に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>概要：予定価格の積算を行ったが、その後、予定価格調書の作成を失念していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格：2,248,000円 ・契約額：2,247,696円 ・発生の理由：担当者が失念し、上司 	<p>担当者及び上司ともに、契約事務に関する事務手続きの理解が不十分で、予定価格調書が作成されていないことに気付かなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成30年11月14日に開催された平成30年度会計事務別研修会の契約科目について、総括課長補佐がこれを受講し、契約事務において必要な書類の作成や適正な事務手続きを行うことについて、課内全員に周知した。</p> <p>また、従前から課内の契約を要する事務</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>の確認が不十分であった。</p>	<p>の一覧表を作成し、適切な時期に契約や支払を行うためのチェックリストとして活用していたため、このチェックリストに予定価格調書作成に関するチェック欄を新たに設け、組織的なチェック体制を強化することとした。</p> <p>なお、事務が集中する年度末及び年度初めにおいて、総括課長補佐が各担当者に個別に注意を促すこととした。</p>
<p>総合療育センター</p>	<p>物品出納簿と現物が整合しなかった物品（手の手術セット外3品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。</p> <p>概要：平成28年度に所属内の全備品の照合作業を行い、照合できなかった備品については不用品決定処分の手続きを行っているが、①については現物が確認できなかったにもかかわらず、その手続きを行っていなかった。</p> <p>また、②・③・④については、現物が確認できなかったにもかかわらず照合できたことにしていた。</p> <p>平成29年度の照合において、これら4件の現物が照合できないことを確認したことから亡失の手続を行った。</p> <p>①手の手術セット：H28 物品照合結果：無 ②食器消毒保管庫：H28 物品照合結果：有 ③携帯用止血器：H28 物品照合結果：有 ④パルスオキシメータータフサット：H28 物品照合結果：有</p> <p>・H28物品照合日：H29. 1. 10(最終日) ・事故報告日：H29. 9. 29 ・遅延日数：8か月19日 ・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。</p>	<p>物品保管主任の多くは医療職や福祉職の専門職であり、会計規則の認識不足や他の業務に埋没して適切に管理できていなかったことに加えて、事務部門担当者の確認不足と上司の業務管理不足があった。</p> <p>監査指摘を受けて、物品保管主任に保管場所ごとの一覧表を配布し、一覧にある備品は勝手に処分しないこと及び適切な管理を指導した。</p> <p>また、再発防止のため、平成30年11月27日に総合療育センター内の管理職を含む幹部会議においても、本定期監査結果の情報共有を行うとともに、保管場所を移動するときは事務部へ連絡すること、故障又は使用不能の備品を勝手に処分しないこと、物品照合作業時には現物確認を確実にを行うこと等備品の適正管理について再度周知徹底した。</p>
<p>生活環境部 水・大気環境課 (環境立県推進課)</p>	<p>放射線監視等交付金について、通次繰越予算で収入すべきところを現年予算で収入していた。</p> <p>概要：継続費で行う原子力環境センター新築工事（Ⅱ期工事）に関する予算であり、通次繰越予算の歳入の財源は国庫補助金である。この国庫補助金は現年度事業に係る</p>	<p>担当者の歳入及び歳出に関する基本的事項の認識不足及び上司の確認不足が原因である。</p> <p>再発防止のため、平成30年11月13日に開催された会計事務別研修会に担当者及び上司が出席するとともに、研修での注意点も含め所属内で適正な予算事務について課内で情報共有し、歳入及び歳出に係る基</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>ものもまとめて交付され、全てを現年予算で収入していた。繰越予算について、歳出は予算どおり執行しているが、対応する国庫補助金を繰越予算の歳入としていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目(予算)：通次・総務費国庫補助金(28年度から29年度へ繰越) ・予算額：47,538,780円 ・科目(決算)：現年・総務費国庫補助金 ・補助金：放射線監視等交付金 399,602,218円(現年分を含む。) ・発生の理由：担当者及び上司とも確認が不十分であった。 	<p>本的事項の理解を進め、組織内の確認を徹底した。</p>
<p>水・大気環境課(①環境立県推進課、②水環境保全課)</p>	<p>鳥取県環境放射線モニタリングシステム保守点検業務に係る委託契約外1件について、遡って契約していた。</p> <p>概要：①前年度に引き続き空白期間がないよう委託すべきところ、契約手続きを失念していた。 ②市町村からの依頼に応じて実施する業務であり、最初の業務が発生するまでに契約すればよい委託であったが、①と同じく空白期間があってはいけないと誤認し、契約日を遡っていた。</p> <p>①鳥取県環境放射線モニタリングシステム保守点検業務：遡及日数 11日 ②平成29年度災害時協力井戸登録制度水質検査業務：遡及日数 11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遅延の理由：①担当者が失念し、上司の進行管理が不十分であった。②担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>担当者の契約事務の失念、年度初日に契約をしなければいけないとの誤認及び上司の進行管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を課内で情報共有し、適正な契約事務手続について、平成30年11月13日に開催された会計事務別研修会での注意点等を所属内で周知徹底した上で、契約事務処理要領を見やすい所に配置し、本事例のみならず契約事務全般を日頃から確認するようにした。</p> <p>また、①については、スケジュール管理を所属内で徹底するため、データベースで管理共有できるようにし、定期的に所属内で確認することとし、②については、4月1日から契約する必要がないことから年度当初において適切な時期に契約することとした。</p>
<p>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</p>	<p>展示水槽清掃・維持管理委託業務契約について、契約締結前に業務を行わせていた。</p> <p>概要：事務手続の遅延により契約日は4月28日に決裁となり、契約の相手方から請書が提出されたのが5月25日であったが、契約締結前に業務を行わせ、なおかつ支出していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁日(支出負担行為の日)：H29. 	<p>担当者の会計に関する基本的事項の認識不足及び上司の進行管理の不十分によるものである。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で情報共有するとともに、適正な契約事務手続について、平成30年11月13日、14日に開催された会計事務別研修会に担当者及び上司が出席し、研修での注意点も含め所属内での周知徹底を図った。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>4.28</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請書作成日：H29. 5. 25 ・ 委託期間：H29. 4. (契約締結日)～H30. 3. 31 (仕様書 決裁日～H30. 3. 31) ・ 契約金額：1,814,400円 ・ 遅延の理由：担当者が失念し、上司の進行管理が不十分であった。 	
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	<p>山陰海岸ジオパーク科学実験教室及びサイエンスカフェ運営業務に係る委託契約について、変更後の仕様に基づいた予定価格を決定していなかった。</p> <p>概要：文書による見積依頼後に仕様を変更する必要が生じたが、変更について文書によらず口頭で依頼していた。業務量が減となる変更であったが、変更後の仕様に基づく予定価格を決定していなかった。事業者からは変更後の仕様に基づいて見積書が提出されたが、契約は変更前の仕様書で締結していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約形態：随意契約 ・ 相手方：(大) B・指摘の考え方：支出負担行為事務が著しく不適正 ・ 発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>見積依頼後、国交付金の当該事業への交付金配分額が減額となり、事業内容の見直しを行ったが、担当者及び上司の会計規則等の認識不足により書面での仕様の変更及びこれに伴う予定価格の決定を行わず、相手方に口頭で指示して実施したものである。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で情報共有するとともに、適正な契約事務手続について、平成30年11月13日、14日に開催された会計事務別研修会に上司が出席し、研修での注意点も含め所属内での周知徹底を図った。</p>
くらしの安心局くらしの安心推進課	<p>チャイルドシート使用啓発イベント委託業務について、債務負担行為が設定されていないにもかかわらず、年度開始前に契約を締結していた。</p> <p>概要：請書の契約日及び契約期間の始期を4月1日とすることを失念していた。 なお、3月中に業務は行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間：契約締結日～H29. 4. 1 ・ 契約額：57,240円 ・ 決裁日：H29. 3. 28 ・ 契約日：H29. 3. 31 ・ 発生の理由：担当者が失念し、上司の確認が不十分であった。 	<p>担当者が契約日及び契約期間の始期を4月1日とすることを失念し、上司の確認も不十分であったものである。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内に周知した上で、総括課長補佐が平成30年11月13日及び14日に会計事務別研修会（歳出、契約）を受講し、その内容を所属内で周知徹底した。</p>
くらしの安心局住まいまちづくり課	<p>鳥取県空き家対策支援事業費補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要：県からの再三の要請にもかかわらず</p>	<p>鳥取県中部地震の復興支援策として、補正予算措置（制度改正）したものであったが、予算成立後、事業実施の直前になって、町の担当職員が長期休暇で不在となった。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>わらず町の事務処理の着手が遅れたこと、また、交付申請書受理後に内容修正や金額訂正があり、時間を要したものである。</p> <p>補助事業は空き家実態調査委員賃金で雇用期間に合わせて交付決定を行う必要があったため、日付を遡っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者：北栄町 ・交付申請日：H29. 10. 30 ・交付申請書受理日：H29. 10. 30（受付印日、実際には起案日直前の受理） ・起案日：H29. 11. 28 ・決裁日：H29. 11. 29 ・交付決定日：H29. 10. 31 ・遡り日数：29日 ・交付決定額：437,000円 ・遅延の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>（改正補助金交付要綱平成29年10月16日施行）</p> <p>町が予定する事業着手（平成29年11月1日）までに申請手続を行うよう担当職員の上司に再三にわたり要請したが、職員の復帰まで対応がなく、また、復帰後（11月中旬）に申請書類を受けるも内容や金額に修正があり、交付決定までに時間を要した。</p> <p>本事例は、鳥取県中部地震の復興対応によるマンパワー不足の状況にあって、町の担当職員の長期不在という不測の事態により代替の職員による事務処理ができない町の実情も考慮し、やむを得ないものと判断したものである。</p> <p>再発防止のため、補助金交付決定の遡りは行わないよう徹底し、担当職員の長期不在等の不測の事態が生じた場合は、事業着手の延期及び代替措置を講ずるよう申請者に求めることとした。</p> <p>なお、同町には、今後このような取扱いを認めない旨を伝えており、本事例以降は同様の遡及処理は一切行っていない。</p>
<p>くらしの安心局住まいまちづくり課</p>	<p>鳥取県伝統建築技能者団体活動支援事業補助金について、交付決定額が誤っていた。</p> <p>概要：県外で開催される研修会の参加にかかる経費等は補助対象経費全体の1/3以下とされているが、それを超過した金額で計算された交付申請書を受理し、これに基づき交付決定を行っていた。</p> <p>なお、実績報告書では交付要綱どおりの1/3以下の金額とされており、額の確定をしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者：（一社）A ・補助対象経費：1,399,330円（うち県外研修会経費：576,230円（41%相当）） ・交付決定額：正 945,000円 誤1,000,000円 ・超過額：55,000円 ・額の確定額：1,000,000円 ・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>担当者の認識不足により、誤った交付決定を実施したが、実績報告書は交付要綱で定める補助率以下の金額で提出されており、額の確定は正当な額で行ったものである。</p> <p>監査指摘を受けて、平成31年3月に補助金交付要綱を改正し、申請書様式に県外で開催される研修会の参加に係る経費を記入する欄を設け、他の研修会経費と区分して記載することで、県担当者の確認漏れを防止するとともに、申請書の作成時に申請者自らが確認できるようにした。</p>
<p>東部生活環境事務所（東部建築住宅事務所）</p>	<p>行政財産使用料収入について、調定が遅延しているものがあつた。</p> <p>概要：年度当初に事務が集中し、当該調定事務が遅延した。</p>	<p>当該業務の担当者が年度当初に大量の業務を抱えており早急な対応を要する業務を優先したため、行政財産使用料の調定に着手するのが遅れたものである。</p> <p>再発防止のため、行政財産使用料の調定</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・遅延日数： 4か月1日 ・遅延の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>リストの作成などの事前準備を前年度中に行うことで4月1日付けでの調定を行えるようにした。</p> <p>また、課長補佐及び管理職が進捗状況を十分確認することとした。</p>
商工労働部 立地戦略課	<p>企業立地事業補助金に係る返還金について、多額の未収金があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定額：96,502,385円 ・収入済額：1,128,000円 ・未収金額：95,374,385円 	<p>企業経営は時々の景気動向や消費性向に左右されるなど不確実な要素もあるが、業績悪化等は従業員の雇用不安にもつながるため、補助金執行に当たっては対象企業の事業計画をさらに厳しくチェックする必要がある。</p> <p>未収案件のうち、A社はベンチャー企業であり事業計画に確実性が不足していたこと、B社は本業とは異なる新たな分野への進出を行う事業計画であり困難度が高かったことなどが売上不振を招いた主な原因と考えられるため、平成26年度から専門家等で構成する「ベンチャー企業等評価会議」を設置し、ベンチャー企業等が事業を展開しようとする分野の市場動向、ビジネスモデルなどについて評価を実施した上で企業立地事業の認定を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社（平成24年度企業立地事業認定） <ul style="list-style-type: none"> 事業所用地の有効活用を図るため、補助事業で取得した事業所用地の一部を他企業へ売却したことに伴い、売却面積相当分の補助金返還が生じたもの。その後、売上げ不振等により資金繰りが悪化したため事業休止状態となり補助金返還ができていない状況である。 継続的に面談や電話で現状確認するとともに、補助金返還の督促の実施及び県への返済を進めるための工場の賃貸の検討など実効性のある事業計画の策定に関する指導を行っている。今後も継続的に面談等を行い、督促や指導を実施していく。 ・ B社（平成24年度企業立地事業認定） <ul style="list-style-type: none"> 売上げ不振等により、予定していた事業計画が執行できず鳥取工場の経営が悪化したため雇用計画が未達となり、補助金のうち雇用計画に基づいて加算支払いした額の返還が生じたもの。現在鳥取工場は事業休止中だが本社は操業中であるため平成29年度から分割払で補助金返還を実施中である。 既に複数債権者が合意した返還計画を実施中であり、今後も確実な回収に努めるとともに、定期的に面談等を実施し

機関名	指摘内容	講じた措置																											
	<p data-bbox="392 282 608 315">未収金状況一覧表</p> <table border="1" data-bbox="392 315 1390 689"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="392 315 716 405">私債権</th> <th data-bbox="716 315 940 405">平成 29 年度末 未収金額</th> <th data-bbox="940 315 1163 405">平成 30 年度 回収額</th> <th data-bbox="1163 315 1390 405">平成 30 年度末 未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 405 475 562" rowspan="2">過年度</td> <td data-bbox="475 405 716 479">平成 28 年度以前 未収金</td> <td data-bbox="716 405 940 479">45,788,385</td> <td data-bbox="940 405 1163 479">0</td> <td data-bbox="1163 405 1390 479">45,788,385</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 479 716 562">平成 29 年度 未収金</td> <td data-bbox="716 479 940 562">49,586,000</td> <td data-bbox="940 479 1163 562">3,384,000</td> <td data-bbox="1163 479 1390 562">46,202,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 562 475 651">指摘以降</td> <td data-bbox="475 562 716 651">平成 30 年度 未収金</td> <td data-bbox="716 562 940 651">0</td> <td data-bbox="940 562 1163 651">0</td> <td data-bbox="1163 562 1390 651">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="392 651 716 689">計</td> <td data-bbox="716 651 940 689">95,374,385</td> <td data-bbox="940 651 1163 689">3,384,000</td> <td data-bbox="1163 651 1390 689">91,990,385</td> </tr> </tbody> </table>	私債権		平成 29 年度末 未収金額	平成 30 年度 回収額	平成 30 年度末 未収金額	過年度	平成 28 年度以前 未収金	45,788,385	0	45,788,385	平成 29 年度 未収金	49,586,000	3,384,000	46,202,000	指摘以降	平成 30 年度 未収金	0	0	0	計		95,374,385	3,384,000	91,990,385	<p data-bbox="919 237 1270 271">て会社の状況等を確認する。</p> <p data-bbox="1270 282 1398 315">(単位：円)</p>			
私債権		平成 29 年度末 未収金額	平成 30 年度 回収額	平成 30 年度末 未収金額																									
過年度	平成 28 年度以前 未収金	45,788,385	0	45,788,385																									
	平成 29 年度 未収金	49,586,000	3,384,000	46,202,000																									
指摘以降	平成 30 年度 未収金	0	0	0																									
計		95,374,385	3,384,000	91,990,385																									
<p data-bbox="197 703 359 808">商工労働部 (農林水産部)</p> <p data-bbox="197 815 359 920">市場開拓局 販路拡大・ 輸出促進課</p>	<p data-bbox="384 703 868 846">香港での鳥取岡山観光物産展運営業務に係る委託契約外 2 件について、契約締結の伺を支出負担行為書で行っていなかった。</p> <p data-bbox="384 853 868 1066">①香港での鳥取岡山観光物産展運営業務に係る委託契約 ②韓国新世界百貨店での鳥取観光物産展開催業務に係る委託契約 ③バンコクでのレストランフェア関連業務委託契約</p> <p data-bbox="384 1106 868 1319">概要：①②は、自国通貨での支払を求める相手との契約であり、支払額(日本円)が為替レートにより変動することから、契約伺を一般稟議で行い、支出負担行為は支払時に伺っていた。</p> <p data-bbox="384 1326 868 1431">③は、契約通貨は日本円であるが、①②と混同して同様の処理をしていた。</p> <p data-bbox="384 1438 868 1581">なお、①の変更契約については、実施直前まで調整を行っていたが、契約上の整理が遅延し、変更契約は業務終了後に締結していた。</p> <p data-bbox="384 1588 868 1693">契約締結日は、起案に状況説明を記載し、矛盾がないよう業務の実施前に遡っていた。</p> <p data-bbox="384 1700 868 1756">・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。</p>	<p data-bbox="895 703 1426 846">為替レート変動による換算差額が発生するため、日本円での契約額の支出負担行為が困難なことから、一般起案で契約締結の伺を行っていたものである。</p> <p data-bbox="895 853 1426 1066">監査意見を受けて、会計管理局から、自国通貨での支払を求める相手との契約の場合であっても、契約締結の伺時に支出負担行為を行うとする見解が示されたことを受け、契約締結の伺時に支出負担行為を行うことを周知徹底した。</p>																											
<p data-bbox="197 1762 359 1868">農林水産部 水産振興局 水産課</p>	<p data-bbox="384 1762 868 1868">水産養殖企業立地支援事業費補助金について、補助事業の完了検査を行っていなかった。</p> <p data-bbox="384 1874 868 2018">概要：補助事業者から補助事業に係る完了届が提出されたが、完了検査を行ってならず、検査結果の通知も行っていない。</p> <p data-bbox="384 2058 868 2092">・補助事業者：(株)C</p>	<p data-bbox="895 1762 1426 1975">担当者が県補助金等交付規則の規定を認識しておらず、事業完了届に基づく完了検査を行っていなかったこと及び額の確定時の電子決裁において検査等の状況がわかりにくいことによる上司の確認不足があったことが原因である。</p> <p data-bbox="895 1982 1426 2087">再発防止のため、担当者が平成30年10月12日に、事業完了検査の方法等について会計指導課の会計サポートを受講すると</p>																											

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額：198,000,000円 ・概算払：100,000,000円 (H28.9.16) ・精算払：98,000,000円 (H29.11.10) ・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>ともに、内容を課内で周知徹底した。</p> <p>また、補助事業の流れをフロー図化した「補助金の事務手続について」を随時確認しながら業務を行うとともに、電子決裁において現在補助事業がどの段階の手続にあり、必要な検査等を行ったなどの状況を上司が確認できるようにした。</p>
畜産試験場	<p>和牛肉のおいしさを評価するポータブル非破壊簡易測定装置の開発共同研究に係る委託契約について、契約日を遡っていた。</p> <p>概要：共同研究の相手方が受入決定を判断した後に契約するものであり、相手方が契約日、契約期間を記載した契約書を、契約日以降に受理したため、遡って契約した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：H29.4.1～H30.3.31 ・契約金額：5,000,000円 ・受入決定日：H29.4.3 ・決裁日：H29.5.9 ・契約日：H29.4.3 ・遡り日数：1か月6日 ・遅延の理由：相手方の事務の遅延並びに担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>3月中旬に共同研究受入申請を行ったが、その後、県側の人事異動で構成員の一部が変更になったため、共同研究受入申請を改めて行ったことで、申請が遅くなった。また、相手方の事務担当者も人事異動となり、後任者の事務処理にも時間がかかり、試験場への契約書送付が遅くなったものである。</p> <p>再発防止のため、共同研究受入申請は、人事異動があっても出し直しをせず契約手続を優先し、構成員の変更手続は契約締結後に行うように改めた。</p> <p>また、遡り起案は厳禁であり、時期を逸しないよう進行管理を行うよう職員に周知徹底した。</p>
中小家畜試験場	<p>家畜糞悪臭除去システム点検・調査業務に係る委託契約について、予定価格を決定していなかった。</p> <p>概要：予定価格調書を作成しておらず、支出負担行為に予定価格の記載もなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算：1,353,000円 ・契約金額：1,350,000円 ・契約形態：随意契約（1者） ・発生の理由：担当者が失念し、上司の確認が不十分であった。 	<p>担当者が予定価格調書の作成及び支出負担行為への予定価格の記載を失念していたこと並びに副査及び上司によるチェックが十分行われていなかったことによるものである。</p> <p>再発防止のため、平成30年3月7日に、今回の指摘内容を所属内に周知した。また、平成30年11月21日に会計事務別研修会（科目：契約）の内容を所属内で周知徹底した。</p> <p>また、契約に関する各種通知を統合して契約に係る事務手続をまとめた契約事務処理要領の「契約事務処理の流れ・処理のチェックポイント」を活用することを事業担当の主査と副査との間で相互に確認し、さらに上司も確認することを徹底した。</p>
倉吉家畜保健衛生所	<p>家畜クリーンセンター（死亡牛一時保管施設）産業廃棄物（汚泥）収集運搬及び処分業務委託契約について、予定価格を決定していなかった。</p> <p>概要：予定価格の積算額が100万円以上であったが、予定価格調書の作成が必要との認識がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：H29.6.2～H30.3.31 	<p>近年、単価契約に係る総支出実績額が100万円以上に至ることがなかったため、単価契約でも総支出予定額が100万円以上であれば予定価格調書の作成が必要であるという認識がなかったものである。</p> <p>再発防止のため、庶務担当係及び庶務決裁に係る上司との間で、指摘内容について周知し、決裁時の確認を徹底したことで、平成30年度契約では予定価格調書を作成</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約形態：随意契約 ・ 予定価格の積算：1,994,000円 ・ 契約額：複数単価契約 処分 50円/kg(税抜) 収集運搬 60,000円/回(税抜) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	した。
栽培漁業センター	栽培漁業センター施設維持管理業務に係る委託契約について、決裁を受けていない仕様書を契約書に添付していた。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 概要：支出負担行為でも仕様書案を伺っていないにもかかわらず、仕様書を契約書に添付していた。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の理由：担当者及び上司とも起案内容、契約書の確認が不十分であった。 	担当者が起案に仕様書の添付を失念したこと及び上司によるチェックも十分行われていなかったことによるものである。平成30年度と同契約時には、仕様書の決裁を受けているが、再発防止のために、契約に関する各種通知を統合して契約に係る事務手続きをまとめた「契約事務処理要領」(平成30年10月30日付会計管理者通知)の「契約事務処理の流れ・処理のチェックポイント」を活用することを確認し、さらに上司もチェックすることを徹底した。
栽培漁業センター	平成29年度湖山池漁場環境回復試験に係る魚類採捕等業務委託契約について、契約書に添付すべき仕様書を添付していなかった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 概要：発注伺、支出負担行為には仕様書を含めて伺っていたが、契約書作成の際に添付することを失念していた。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の理由：担当者が失念し、上司の契約書の確認が不十分であった。 	担当者が施行時に仕様書の添付を失念していたこと及び施行確認時に施行確認者におけるチェックが十分行われていなかったことが原因である。平成30年度と同契約時には、仕様書を添付しているが、再発防止のために、契約に関する各種通知を統合して契約に係る事務手続きをまとめた契約事務処理要領の「契約事務処理の流れ・処理のチェックポイント」を活用することを確認し、さらに上司もチェックすることを徹底した。
県土整備部 河川課	河川法第67条による原因者負担金について、前年度に比べ未収金の額は僅かに減少しているものの、依然として多額の未収金があった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定額：936,197,419円 ・ 収入済額：4,000円 ・ 未収金額：936,193,419円 ・ 智頭町内の土砂崩落(H14.1)に係るもの：889,268,046円 ・ 鳥取市内の河川へのPCB流出(H18.2)に係るもの：46,925,373円 </div>	平成29年度末時点の未収金案件は2件であり、当該未収金は、法人Aの堆積していた残廃土の崩落による河川の閉塞及び法人Bの採石場の崩落による河川へのPCBの流出に対するものである。それぞれ、事故発生後早期に対応する必要が生じ、県が対策工事を行ったが、その原因者負担金について、債務者(原因者)からの支払いが滞っているものである。改善策として、平成25年1月に全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた鳥取県債権管理マニュアルを参考に財務調査を行いつつ、定期的に債務者を訪問する等して納付の督促を行い、回収に努めている。各案件における対応状況等は次のとおりである。 <p>案件1</p> 債務者である法人Aは既に解散しており、徴収不能である。なお、役員へ請求している損害賠償金について、役員個人への債権について、平成27年から少額ずつ納付

機関名	指摘内容	講じた措置																								
		<p>されるようになり、平成29年には計4,000円が納付されたことから、引き続き納付督促を継続する。</p> <p>案件2 関連会社も事業を中止しており、平成27年度には法人の代表者が死亡しているが、平成30年度には法人の預金8,165円を差押えし未収金に充当した。 今後の回収は困難が予想されるが、引き続き納付督促を試みつつ、不納欠損処分についても検討を進める。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="392 712 1390 1088"> <caption>未収金状況一覧表</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">強制徴収公債権</th> <th>平成29年度末未収金額</th> <th>平成30年度回収額</th> <th>平成30年度末未収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">過年度</td> <td>平成28年度以前未収金</td> <td>936,193,419</td> <td>8,165</td> <td>936,185,254</td> </tr> <tr> <td>平成29年度未収金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指摘以降</td> <td>平成30年度未収金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>936,193,419</td> <td>8,165</td> <td>936,185,254</td> </tr> </tbody> </table>	強制徴収公債権		平成29年度末未収金額	平成30年度回収額	平成30年度末未収金額	過年度	平成28年度以前未収金	936,193,419	8,165	936,185,254	平成29年度未収金	0	0	0	指摘以降	平成30年度未収金	0	0	0	計		936,193,419	8,165	936,185,254
強制徴収公債権		平成29年度末未収金額	平成30年度回収額	平成30年度末未収金額																						
過年度	平成28年度以前未収金	936,193,419	8,165	936,185,254																						
	平成29年度未収金	0	0	0																						
指摘以降	平成30年度未収金	0	0	0																						
計		936,193,419	8,165	936,185,254																						
総合事務所 西部総合事務所農林局	<p>もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金（農商工連携型）について、補助対象外経費を控除しなかったことにより過大に支出していた。</p> <p>概要：交付要綱では、農商工連携型の補助対象経費は「農林漁業者(団体含む)と連携した取り組みに必要な施設・機械整備」と規定されているが、それに該当しない「ホームページ作成費」を補助対象として交付決定し、額を確定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過大支出：250,000円 ・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程の確認が不十分であった。 	<p>担当者が補助対象外とすべき経費を誤認し、申請者へ説明の上、事業支援を行った。その後、交付決定及び額の確定をする際において担当者やその上司も、その誤りを見落として支出をしてしまったものである。</p> <p>監査指摘を受けて、申請者に直接会って経緯の説明と謝罪をし、過大支出した補助金の返納を依頼したが、県に相談してから申請をしたものであり、落ち度はないので返納には応じられないと回答があった。</p> <p>なお、県が補助金対象経費を錯誤し、交付決定したものであり、落ち度はチェックできなかった県にある。申請者が任意の返納に応じない場合、過大支出分を徴収する法的根拠が無いことから、申請者の意向に応じざるを得ない。</p> <p>再発防止のため、交付決定等の起案に添付する事業概要表に、新たに交付要綱に基づく補助対象経費記載欄を設け、承認経路者が起案内容の適正有無を確認し、チェックの徹底を図った。</p>																								
西部総合事務所農林局	<p>がんばる農家プラン事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあつた。</p> <p>概要：農業者が農業用施設整備を行うための間接補助金である。</p>	<p>事業完了日について、補助金交付要綱等に明確な記載がないので、事業完了日の取扱いが市町村等に十分に周知されていなかったものである。</p> <p>再発防止のため、事業完了日の取り扱い</p>																								

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>交付申請書に記載されていた完了予定日はいずれも12月末であったため、積雪に配慮して1月に催促したところ、それぞれ7月末、8月末には完了していたが、その後も提出までに日数を要した。</p> <p>①南部町：遅延日数7か月4日 ②南部町：遅延日数6か月3日</p> <p>・発生の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。</p>	<p>について、管内市町村へ文書（平成30年9月25日付）で通知し、周知徹底した。</p> <p>また、各間接補助事業の進捗状況を一覧表にして、所属内で情報共有を図った。</p> <p>なお、予定期日を経過した補助事業については、補助事業者とのやりとりを記録に残すとともに、早めに課内で対応を協議し、メール等により確認を図ることとしている。</p>
<p>西部総合事務所米子県土整備局</p>	<p>米子駅前地下道施設管理業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>概要：予定価格の積算額が100万円以上であったが、予定価格調書の作成が必要との認識がなかった。</p> <p>・契約形態：随意契約（1者） ・予定価格：1,030,000円 ・契約額：1,022,220円 ・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。</p>	<p>担当者及び上司の認識不足により予定価格調書を作成していなかったものである。</p> <p>再発防止のため、平成30年11月20日開催の会計事務研修会を総括課長補佐が受講し、内容を周知するとともに、課内職員に予定価格調書作成の有無及び根拠を発注所に記載し、チェックすることを徹底した。</p>
<p>西部総合事務所日野振興センター日野振興局</p>	<p>鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金について、交付申請書の受理が遅延していた。</p> <p>概要：交付申請書の提出については、何度も町に督促していたものの、竹林所有者の理解が得られない等の理由で町に対し森林組合から申請書が提出されなかったため、提出が遅れた。</p> <p>・補助事業者：日南町 ・受理期限：H29. 7. 18 ・受理日：H30. 1. 24 ・遅延日数：6か月6日 ・遅延の理由：補助事業者の書類提出が遅延していた。</p>	<p>補助事業者へ補助金の配分通知を行い、何度も催促したにもかかわらず交付申請が遅延したものであるが、補助事業者への配分通知に「やむを得ない理由により申請書の提出が期限内にできない場合は、事前に担当者へ連絡するとともに申請書に遅延理由書を添付すること」と記載していたため、申請書の提出まで遅延理由書が提出されず、提出期限の延期等の対応もできなかったものである。</p> <p>再発防止のため、補助事業者への配分通知の文面について、「交付申請書を期限内に提出できない場合は、事前に理由書を提出すること」を記載し、やむを得ない理由が認められれば交付申請書の提出期限を延長することとする。理由書の提出なく期限を超えた場合及び延長された期限を超えて当方から督促しても提出されなかった場合は配分の取消しも検討することとした。</p> <p>また、期限内に交付申請書が提出されなかった理由として、間接補助事業者である森林組合から竹林所有者への事業目的の周知が不十分で、要望していた箇所数を変更する必要が生じたものであったことから、毎年10月の次年度要望調査時には補助事業者へ要望された事業目的について間</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
		<p>接補助事業者への再確認を指示し、担当者がその結果を確認することとした。</p> <p>なお、今回指摘対象となった補助事業者等に対しては改めて指導を行うとともに、平成31年2月14日に事業担当者会議を実施し、市町、森林組合等へ事業の目的の周知徹底を図った。</p> <p>※事業件数：平成29年度 2件</p>
<p>西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局</p>	<p>田ノ原川砂防堰堤工事（通常砂防）用地に係る土地賃貸借契約について、遡って契約していた。</p> <p>概要：賃貸借契約締結に向けた用地交渉において、相手方が交渉日付（H29. 7. 13）で契約することとなり、急遽、契約書を作成してその日の夕方、契約書に押印された。契約伺は、帰庁後に起案したため、遡りとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：H29. 7. 13～H34. 3. 31 ・決 裁 日：H29. 7. 19 ・契 約 日：H29. 7. 13 ・遡り日数：6日 ・発生の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>賃貸借契約締結に向けて用地交渉を行ったところ、相手方から交渉日（平成29年7月13日）の日付で契約するという旨の要望があり、急遽、契約書を作成してその日の夕方に契約内容の了解が得られたものであるが、起案の際に契約日について遡る旨を伺って決裁を受ければ良いと誤認していたものである。</p> <p>再発防止のため、契約日の遡りは不適切であることを所属内に周知し、適正な事務処理を徹底した。</p>
<p>病院局 中央病院</p>	<p>生体情報システム保守管理業務に係る委託契約について、予算額及び支出予定額を上回る額で予定価格を決定していた。</p> <p>概要：担当者が発注伺の際に積算した支出予定額（予定額の積算に相当）と異なる誤った積算資料を契約権者に示したことから、予定価格が予算額及び支出予定額を上回っていた。</p> <p>なお、契約額は予算の範囲内であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予 算 額：3,354,000円 ・支出予定額：3,353,400円（所要額の積算） ・予 定 価 格：3,510,000円 ・契 約 金 額：3,353,400円 ・発生の理由：担当者及び上司とも確認が不十分であった。 	<p>担当者の見落とし並びに副査及び上司によるチェックが十分行われていなかったことによるものである。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘内容を事務局内に周知し、審査担当も該当箇所を注意して見るよう徹底した。</p>
<p>教育委員会 小中学校課</p>	<p>道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託契約について、遡って契約していた。</p> <p>概要：本契約は国と締結した委託契約の再委託契約であり、国との契約締結後に市と契約する必要があった。</p>	<p>県と国の委託契約締結時期が遅れたため県と市の再委託契約も大幅に遅れたが、市では契約締結時期が平成29年7月になることは想定しておらず、既に前年度と同時期の契約締結を想定して事業を始めており、県も計画作成時点で事業開始時期に</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>国と県の契約締結後、速やかに市との契約締結の事務を進めたが、既に市は事業に着手していたので、契約期間の始期を遡ったものである。</p> <p>なお、国との契約では、契約日以前に発生した経費は支出することはできないこととなっており、契約伺では契約日を遡ることとしていたものの実際の契約日は決裁後の日付とし、契約期間の始期のみ遡っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方：鳥取市、米子市 ・決裁日：H29. 7. 10 ・契約日：H29. 7. 11 ・契約期間：H29. 6. 27～H30. 3. 19 ・国との契約日：H29. 6. 27 ・契約額：鳥取市 1,599,200 円 米子市 622,828 円 ・遡り日数：14 日 ・遅延の理由：担当者の進行管理が不十分であった。 	<p>ついて指示をしていなかったものである。</p> <p>再発防止のため、今後は国の委託決定の状況を把握するとともに、市町村にも契約締結後の事業でなければ委託金に含めることができないこと及び契約時期が6月末以降になる可能性があることを想定した上で計画を作成するよう周知徹底した。</p>
社会教育課	<p>公印の亡失について、知事への報告が遅延していた。</p> <p>概要：物品保管主任が平成29年度に行った物品照合において、確認ができなかった公印について、搜索したが発見できなかったため、亡失と判断したが、データベース登録が遅れた。この公印は平成28年度の物品照合の際においても確認できていないにもかかわらず、亡失として処理することなく不明のままの状態で放置していた。</p> <p>なお、亡失後、当該公印を押印すべき状況はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故物品：公印（県民カレッジ学長印） ・事故内容：亡失 ・亡失確定日：H28. 9. 30 ・DB入力日：H30. 1. 11 ・遅延日数：1年3月11日 ・遅延の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>平成28年度の物品照合において県民カレッジ学長印を確認できなかったが、搜索を継続することとし亡失として処理しないままとしていたことから、知事への報告が遅延したものである。</p> <p>再発防止のため、物品照合において確認ができない物品がある場合は、速やかに物品亡失報告書により知事へ報告することを所属内に徹底した。</p>
人権教育課	<p>進学奨励資金貸付金の返還金について、減額調定により処理すべきところを不納欠損処分により処理しているものがあつた。</p> <p>概要：減額調定により処理すべきところを過年度の調定は減額調定が出</p>	<p>担当者の認識不足により、減額の収入調定を行って繰越しとなった金額の処理を行うべきところ、鳥取県会計規則の関係規定を確認せず誤って不能欠損として処理したものであり、上司もチェックを十分に行っていなかったものである。</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>来ないと判断し、不納欠損で処理していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額調定の日：H30. 1. 9 ・不納欠損額：6,095 円 ・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>再発防止のため、この度の誤った事務処理と本来の正しい事務処理について、課内で確認し周知徹底した。</p> <p>また、不慣れな事務を行う場合には、関係規程の確認を確実にし、現行規程に照らして事務処理が正しいかどうかを確認すること及び上司も当該確認が正しく行われていることをチェックして決裁することについて課内で周知徹底した。</p>
<p>体育保健課</p>	<p>とっとり元気キッズ幼保小連携推進モデル事業に係る委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要:モデル地域が5月になって若桜町に決定となり、モデル地域決定後に町と委託契約を締結する必要があったが、町は補正予算を組む必要があった。既に事業着手していたため、契約期間の始期を遡った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方：若桜町 ・契約期間：H29. 5. 1～H30. 3. 31 ・契約額：357,900 円 ・決裁日：H29. 7. 12 ・契約日：H29. 7. 14 ・遡り日数：2か月13日 ・遅延の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>受託予定だった市町村に対する意向確認が不十分で、急きよ新たな受託先を決定し内容を調整する必要があったところ、所属内での進捗管理及び情報共有が不十分であった。</p> <p>また、担当者の業務負担が過重になっていたことに加え、担当者及び上司に委託期間を遡ることに対する認識不足があった。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で周知し、以下のように徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、上司が部下に対して、遅延している業務がないかを確認する。 ・上司が職場の雰囲気づくりにも気を配り、部下が相談しやすい環境を作る。 ・負担が大きくなっている職員がいた場合には、上司が率先して業務を引き受けるとともに、他の職員に働きかけ、業務を再配分して平準化に努める。 ・当初の約束が遵守されるよう、連絡調整を密に行う。
<p>体育保健課</p>	<p>とっとり元気キッズ幼保小連携推進モデル事業体づくりコーディネーター業務に係る委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要:とっとり元気キッズ幼保小連携推進モデル事業の委託先の若桜町へのコーディネーター派遣であったため、連動して契約が遅延した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方：(特非) A ・契約期間：H29. 5. 1～H30. 3. 31 ・契約額：663,460 円 ・決裁日：H29. 8. 8 ・契約日：H29. 8. 24 ・遡り日数：3か月23日 ・遅延の理由：担当者及び上司とも進行管理が不十分であった。 	<p>派遣先である若桜町の意向に沿って、Aとは当初の予定と異なる事業内容で調整を行ったが、A側の混乱を招いたことなどもあり、契約手続の完了までに多くの日数を要したもので、所属内での進捗管理及び情報共有が不十分であった。</p> <p>また、担当者の業務負担が過重になっていたことに加え、担当者及び上司に委託期間を遡ることに対する認識不足があった。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で周知し、以下のように徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、上司が部下に対して、遅延している業務がないかを確認する。 ・上司が職場の雰囲気づくりにも気を配り、部下が相談しやすい環境を作る。 ・負担が大きくなっている職員がいた場合には、上司が率先して業務を引き受けるとともに、他の職員に働きかけ、業務を再配分して平準化に努める。 ・受託先が混乱しないよう、早めかつ丁寧な連絡調整に努める。
<p>鳥取緑風高</p>	<p>産業廃棄物収集運搬委託契約につ</p>	<p>担当者が事業者作成の契約書案に日付</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
等学校	<p>いて、契約締結の事務手続が遅延していた。</p> <p>概要：契約事業者決定後、事業者に契約書案を作成してもらい、契約伺判決後に同案により契約を締結したところ、契約書案に決裁日前の日付が記載されていたことに気付かず、そのまま利用し施行したため、遡り契約となった。なお、11月7日から14日までの間に業務は実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間：H29.11.7～H30.3.31 ・契約額：120,960円 ・決裁日：H29.11.15 ・契約日：H29.11.7 ・遡り日数：8日 ・遅延の理由：担当者及び上司とも契約書の確認が不十分であった。 	<p>が記載されていることを見落とし、上司によるチェックも十分行われていなかったものである。</p> <p>再発防止のため、指摘内容を所属内で共有するとともに、今後、ミスが生じないように主査、副査間での相互確認及び上司によるチェックを徹底するとともに、今後は、統括審査課の作成した契約書のひな型を活用することとした。</p>
教育委員会 倉吉東高等学校 倉吉農業高等学校	<p>入学料の減免について、必要な手続を行っていなかった。</p> <p>概要：鳥取県中部地震被災者が提出した入学料減免願書(倉吉東高等学校36件、倉吉農業高等学校7件)について、担当者が減免に係る伺いを行わず決裁を受けないまま減免していた。また、減免申請者に対し通知を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学料：5,550円/件 ・減免率：10/10 ・発生の理由：担当者及び上司とも関係規程への認識が不十分であった。 	<p>鳥取県中部地震被災者の入学料減免については、所管課から罹災証明書を添付した減免申請書により全額免除とする旨の通知があったため、担当者及び上司とも関係規定による事務手続が必要との認識がなかった。県立学校授業料等減免規則等による事務手続についても十分に認識していなかった。</p> <p>監査指摘を受けて、平成29年度の入学料減免者に対して、減免決定の通知を平成30年12月及び平成31年1月に送付した。</p> <p>再発防止のため、県立学校授業料等減免規則を含む鳥取県立高等学校授業減免マニュアル(平成29年度改正版)を事務室職員全員が確認し、いかなる場合でも、組織の意思決定には伺が必要であり、また、減免者へ通知が必要なことを担当者及び上司を含む全員が確認した。</p>
警察本部 警察本部	<p>自動車運転試験手数料に係る証紙収入について、証紙収入状況報告額に誤りがあった。</p> <p>概要：証紙収入状況報告データベースにより下半期分を報告する際、報告済みの上半期分を加えた年額を下半期分として報告していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告額：(正) 219,298,250円 (誤) 231,797,300円 差 12,499,050円 (過大報告) ・発生の理由：担当者及び上司とも確認が不十分であった。 	<p>会計課において証紙取扱金額をとりまとめており、当該手数料の主管課である運転免許課は証紙の取扱い数量が多いため手数料の種別ごとに金額をまとめた集計表(エクセルデータ)を提出させているが、改定手数料が含まれていない集計表であったため、運転免許課が会計課処理担当係以外の他係へ報告した改定手数料が含まれた集計表も併せて入力資料とした。</p> <p>この集計表は12月分以降が表示されたものであったが11月以前は非表示設定となっており、合計額は年間分の金額であった。しかしこの金額を下半期の合計額と思い込んでしまい、誤った金額を報告したこ</p>

機関名	指摘内容	講じた措置
		<p>とが原因である。</p> <p>今後、同様なミスが生じないように、以下のとおり再発防止策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主管課である運転免許課は、証紙収入状況報告書に改定手数料分も含めて証紙徴収整理簿と突合して確認した上で、会計課へ報告することとした。 ○会計課は、前記報告書と他係で報告を受ける手数料集計表を複数人で確実に突合し、また、データベース上の「上・下半期証紙収入報告チェックシート」によりチェックを行い、上半期、下半期及び年間額に誤りがないか確認することとした。
<p>琴浦大山警察署</p>	<p>琴浦大山警察署移転業務に係る委託契約について、調達公告等において最低制限価格を設定することを規定していないにもかかわらず、予定価格に最低制限価格を設定し、落札者を決定していた。</p> <p>概要：発注時にはこの委託契約に最低制限価格を設定する考えはなく、調達公告及び入札説明書には最低制限価格を設定すると規定していなかったが、同時期に発注した庁舎清掃委託業務契約では調達公告等に最低制限価格を設定することを規定していたことから、この委託契約にも最低制限価格を設定すべきものと混同し、予定価格調書において最低制限価格を設定していた。</p> <p>入札の結果、予定価格の範囲内で最低金額を提示した者が失格となり、次点者が落札した。</p> <p>なお、当該業務委託は、最低制限価格を設定することができる契約である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約形態：制限付一般競争入札 ・契約金額：1,026,000円 ・公告日：H29.3.24 ・入札日：H29.4.20 ・契約日：H29.4.25 ・発生の理由：担当者及び上司とも調達公告等の確認が不十分であった。 	<p>本件契約に係る予定価格調書の作成に際し、調達公告では最低制限価格を設定していないにもかかわらず、最低制限価格を設定すべきと認識し、予定価格調書に最低制限価格を設定したものであり、施行文書との突合等を十分行わなかったことが原因である。</p> <p>今後、同様なミスが生じないように、以下のとおり再発防止策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前例のみを参考に短絡的に事務を遂行することなく、根拠の確認や施行文書等との突合を行うよう周知徹底するとともに、本件のように定例的に扱うものではない案件については警察本部会計課にチェックを依頼し、確認するなど再発防止を徹底した。

2 監査意見

機関名	意見内容	講じた措置
危機管理局 危機管理政 策課	<p>1 大雨による危機の予測と対応の周知について</p> <p>近年、毎年のように記録的な大雨が発生しており、今年7月の西日本豪雨では、大雨による河川やため池の決壊等によって多くの人命が失われ、甚大な被害が各地で発生した。</p> <p>そこで、人的被害を防止するためには、行政機関が適時に的確な情報を住民に提供し、住民もその情報を正しく理解し、ハザードマップを活用するなどして、安全かつ確実に避難することが求められる。</p> <p>また、災害対策基本法では、国、県、市町村それぞれの責務が明確に規定され、市町村長は住民に対し、避難勧告、防災マップや各種ハザードマップによる危険箇所等の周知、適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知、洪水予報や土砂災害警戒情報の発表内容の意味の周知などを行うこととされている。</p> <p>しかし、屋外放送だけでは豪雨時や強風下では情報が届きにくく、複数の手段を用いて確実に伝達することが必要なこと、住民があらかじめ避難場所や避難経路を熟知し、避難準備や避難勧告などの避難情報を正しく理解して行動できるかなどの課題も生じている。</p> <p>このように、新たに得られた教訓を踏まえ、市町村において地域の特性や災害種類別に応じた避難に関する方針等を常に見直す必要がある。</p> <p>ついては、県は市町村に対して、住民が確実に避難できるよう適時的確な情報が伝達できる体制整備、住民へ避難情報等をわかりやすく伝えるための工夫、防災意識の醸成や計画的な避難訓練の実施などについて、積極的に助言されたい。</p>	<p>西日本豪雨では多くの人が犠牲となり、本県内でも特別警報の発表があったが、その10市町における避難者数は2,042人で避難対象人口228,360人の約0.9%であるなどの課題が認識された。</p> <p>そのため、有識者、住民代表、市町村等と意見を交える「安全・避難対策のあり方研究会」を立ち上げて、この度の豪雨災害及び現状の安全・避難対策について検証し、人命を確実に守る安全・避難対策のあり方を整理したところ、求められる安全・避難対策として、次の対策が挙げられており、今後、市町村や関係機関と連携して、必要な対策を講じていく。</p> <p>(1) 避難に関する住民意識の醸成</p> <p>①避難情報、避難行動の空振りを許容する意識の醸成</p> <p>②避難情報の信頼性の向上</p> <p>(2) 自助・共助・公助が一体となった避難体制の構築</p> <p>①自助・共助の重要性に関する住民理解の促進</p> <p>②防災リーダーの育成</p> <p>③地域と行政の連携</p> <p>(3) 要配慮者避難支援体制の構築</p> <p>(4) 避難情報や防災気象情報に関する住民理解の促進</p> <p>①避難情報や防災気象情報及び災害リスク情報の平時からの住民周知の徹底</p> <p>②わかりやすい情報の発信</p> <p>(5) 切迫感ある避難情報、早期・確実な伝達</p> <p>①切迫感がより一層伝わる対策</p> <p>②避難情報の早期発出</p> <p>③複数の手段、情報による確実な情報伝達</p> <p>(6) 安全で安心して過ごせる避難所の開設</p> <p>①資機材の備蓄計画及び迅速な配備体制の構築</p> <p>②災害種別に応じた安全な避難所の情報共有</p> <p>③緊急避難場所の指定</p> <p>(7) ダム放流の安全・避難対策</p> <p>①計画規模を超過する降水に対応した既存ダム機能の活用(事前放流の検討、適正な維持管理)</p>

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>②早期・確実な放流情報の伝達及び平時の住民周知</p> <p>(8) ため池防災対策の推進</p> <p>①防災重点ため池のハザードマップの作成</p> <p>②下流に人家や公共施設があるため池を中心に防災ため池を追加し、ハザードマップを作成</p>
<p>総務部財政課</p>	<p>2 補助金交付要綱について</p> <p>本県が交付する補助金については、鳥取県補助金等交付規則（以下「規則」という。）により事務処理の大綱が定められ、補助金交付要綱を制定又は改廃する際は財政課での審査を経ているところであるが、規則に対する理解が補助事業の担当所属において十分でないことなどにより、誤った事務処理を行っていたものが見受けられたほか、補助金交付要綱が正しく規定されていなかったものや補助事業者に正しく理解されていないものが見受けられた。</p> <p>そこで、補助金交付事務を行うに当たっては、対象とする事業内容だけではなく、交付申請から額の確定までの一連の必要な手続を過不足なく補助金交付要綱に定めることにより、事務の誤りを防ぐだけでなく、補助事業者の負担も軽減できることが考えられる。</p> <p>については、補助金の交付事務について、補助事業所管課へ規則をはじめとする制度の理解を徹底し、個々の補助金交付要綱などの作成において、手順や様式等必要かつ十分な内容が定められるよう配慮されたい。</p> <p>また、建設工事等を補助対象とする補助金においては、補助金の額を確定させるための審査等とは別に、規則第15条により、その工事等の完了について専門的・技術的な検査（以下「完了検査」という。）を行う必要があるにもかかわらず、完了検査を行わず、会計書類など書面審査だけで額の確定を行っているものがあつた。</p> <p>同条第1項ただし書では、市町村等が補助事業者であるときのほか、完了検査の必要がないと認めるときはこの限りではないとされているが、多額の県費が交付されている建設工事については、適切に実施されたことを県民に説明責任を果たすことを前提として適用すべき</p>	<p>(1) 補助金交付事務に係る手順や様式平成30年4月に補助金交付申請から完了実績報告までの事務の流れを記載する「交付手続きの流れ」、申請時・実績報告時に必要となる書類の「チェックリスト」のひな型及び補助金事務に係る不適正事例の留意点と対応策をまとめた事例集を作成し、全庁に周知した。また、同年5月には会計事務研修の中で補助金事務について上記事例集の内容を中心に留意事項等の研修を行った。</p> <p>(2) 建設工事を対象とする補助事業に係る完了検査 補助事業者の負担軽減及び事務の簡素化の観点から着手届及び完了届に係る手続きを廃止した（平成31年鳥取県規則第5号）。 規則改正後、改正内容のほか、(1)の補助金事務の適正処理についてもあわせて周知した（平成31年3月8日付第201800338313号）。</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>である。</p> <p>については、建設工事等を対象とする補助金については、補助事業者に対して完了検査を実施すること（ただし書の適用により検査を行う必要がないと認めたときはその旨）を確実に伝えるとともに、完了検査のあり方をあらかじめ想定して補助金交付要綱を調整するよう徹底されたい。</p>	
<p>総務部行財政改革局職員人材開発センター、会計管理局会計指導課</p>	<p>3 職員研修の充実強化について</p>	<p>対応検討中のため、講じた措置については後日通知する。</p>
<p>福祉保健部健康医療局健康政策課</p>	<p>4 がん罹患対策の推進について</p>	<p>対応検討中のため、講じた措置については後日通知する。</p>
<p>福祉保健部健康医療局医療政策課</p>	<p>5 電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）の参加医療機関の拡大について</p> <p>「おしどりネット」は、医療機関同士で電子カルテ情報（患者情報）を閲覧し合うことができるシステムで、受診医療機関が替わっても以前のカルテをもとに診察できることから患者・医療機関にとってのメリットが大きく、医療費の削減にもつながるものであり、参加医療機関が増えることが期待されている。</p> <p>したがって、各医療圏における病院と診療所等との医療機関連携を進めるためには、おしどりネットを含め、県内の医療機関のICT連携が必要であり、病院のみならず、地域の診療所の参加が重要である。</p> <p>しかし、平成29年度末での県内の参加医療機関は、40病院（精神科のみの4病院を除いたもの）中24病院、診療所は511診療所中34診療所に留まっている。</p> <p>一方、このシステムは鳥取大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）が開発・運営、普及拡大に取り組んでおり、県としては、県全体の医療機関の連携を推進する立場から、平成29年度までに7億円の補助金を交付しているところ、附属病院が行っている普及拡大事業等は、本年度中を目途に附属病院と関係機関で組織するNPO法人によって、より多様な意見を取り入れながら自立的</p>	<p>おしどりネットは、システムを運営する鳥取大学医学部附属病院が立地する西部を中心に参加医療機関が拡大しているが、システムの仕組みやメリット等を知らない医療機関も多く、現状では東部・中部の医療機関への普及が進んでいない。</p> <p>監査意見を受けて、県が主催する「ICTを活用した医療機関における情報化推進会議」等の場を通じて、特に東部・中部において、医師会等の医療関係者におしどりネットの仕組みやメリット等を説明するなど情報共有を図るとともに、会議の中でのシステム改善や普及拡大につながる意見を鳥大病院（NPO法人化後はNPO法人）にフィードバックするため、平成30年11月及び平成31年3月にICTを活用した医療機関における情報化推進会議を開催し、実際のシステムを使ったデモンストレーション等により、おしどりネットの活用方法やメリット等を医師会等の医療関係者へ直接PRした。（同会議には鳥取大学医学部附属病院のおしどりネット担当の教授2名及び事務担当者も出席）</p> <p>なお、平成30年10月に地域で中核的な医療機能を担い、かつ、おしどりネットに参加していない鳥取赤十字病院を訪</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>に運営することで、未参加の病院の参加促進を進める予定である。</p> <p>このような経緯から、県の取組は、県主催のICT推進会議や各医師会等を通じて、おしどりネットの仕組みや導入メリット等に関する広報活動に止まっている。</p> <p>については、県としても附属病院を中心とした取組を支援するとともに、直接医療機関に対して働きかけを行うなど、積極的に普及促進に取り組まれない。</p>	<p>問し、院長等とおしどりネット参加に向けた意見交換、働きかけを行った結果、令和2年度中に同院がおしどりネットに参加する見通しとなった。</p>
<p>商工労働部 企業支援課</p>	<p>6 経営革新総合支援事業の実施状況の公開について</p> <p>経営革新総合支援事業は、スタート型、生産性向上型など3つの区分により対象事業を定め、県内中小企業の経営革新を支援し、県内産業の高付加価値化を図ることで、企業が新しい事業分野に取り組む際の実施計画作りを支援している。</p> <p>この支援では、設備投資を対象とした補助金の交付も行っており、平成29年度の補助金交付額は全体で約45,000千円であった。</p> <p>しかし、この実施計画を作成した際の計画認定（承認）基準を達成することはなかなか困難であるとのことであり、達成できなかった場合には、どこに問題があったのかを洗い出し、計画の変更に係るフォローも行っているが、その状況は公開されていない。</p> <p>については、県内企業を積極的に支援する事業であることから、当該事業支援後のフォローの状況について、個別企業の機微情報に配慮した上で県民に明らかにされたい。</p>	<p>成長・拡大型については、国が中小企業等経営強化法第46条に基づき実施する実施計画のフォローアップ調査、終了調査に併せて、県が各商工団体を通じて計画実施企業に計画達成状況等のアンケート調査を実施している。スタート型については、県が各商工団体を通じて、計画終了企業に計画達成状況等のアンケート調査を実施している。いずれの型とも各商工団体が調査時に助言・指導等のフォローを実施しているが、個別企業の事例を情報公開する運用としていなかった。</p> <p>監査意見を受けて、各商工団体と県内企業が連携して取組んだ優良事例（平成27県版経営革新〈スタート型〉）を県ホームページに公開し、県内企業及び県民等への情報公開を図った。</p>
<p>農林水産部 農地・水保全課</p>	<p>7 大山山麓農地開発事業、東伯かんがい排水事業による受益者（水利用者）の拡大について</p> <p>県は、大山山麓地区における畑地1,289haに、農業用水を供給する畑地かんがい用水の幹線・支線パイプライン（以下「畑かん施設」という。）の整備を進めており、平成29年度末現在での畑かん施設利用可能面積は1,192haとなり、全体計画の92%に拡大している。</p> <p>また、東伯地区にも同様の施設を整備しており、平成29年度末現在での畑かん施設利用可能面積は1,684haと、全体計</p>	<p>国営事業の事業期間（事業工期）が28年間以上の長期間に及んだため、着工当時の農業者の高齢化や後継者不足等に加えて、施設整備等に係る費用負担にためらう農家もあり散水施設の整備が十分進んでいない状況にある。</p> <p>監査意見を受けて、令和10年度末を目途に、新たな散水整備面積を各地区で100ha増加させることを目標として、以下の取組を中心に畑かん施設のさらな</p>

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>画の整備は完了している。</p> <p>しかし、圃場内の散水施設が整備されていない圃場もあることから、かん水可能な圃場面積は大山山麓地区で44%、東伯地区で68%と低い状況にある。</p> <p>一方、大山山麓地区では作物別の散水効果や労力節減効果、かん水事業施設導入に対する財政支援制度等を盛り込んだパンフレットを新たに作成し、JAの部会の研修、展示圃場などにおいてPRするなど畑かん施設の利用普及を図っている。</p> <p>さらに、東伯地区では担い手への農地の流動化等を検討する「琴浦町の営農を考える協議会」を立ち上げ、耕作放棄地対策も併せた検討を始めたところである。</p> <p>このように両地区とも畑かん施設を利用した営農の普及啓発に努めているところであるが、畑かん施設の利用状況が芳しくなく、未だ投資効果が十分発現されているとはいえない状況にある。</p> <p>また、県では2028年度に農業生産額1千億円の目標を掲げ、生産拡大に取り組んでいるところである。</p> <p>については、今後一定期間における普及面積などの数値目標を設定するとともに、畑かん利用効果や財政支援制度などの農家への情報提供に努め、畑かん施設のさらなる利用促進を図られたい。</p>	<p>る利用促進を行うこととした。</p> <p>①地区内での芝、白ネギ、ブロッコリー、梨等における散水効果の検証を行い、具体的に収益性の向上につながるPR資料（イニシャルコストや経営試算等）を作成して、新たに新規就農者や農家を対象にした栽培講習会や各種研修会を通じてPRを行い、散水施設の整備拡大を進める。</p> <p>②今後、増産が見込めるブロッコリー、白ネギ、ハウス利用の施設園芸等の水利用が期待される品目について、関係市町村及びJA等の関係機関と連携して、担い手の確保、営農計画、販売計画等の協議を行い、畑地かんがいの利用者拡大に繋げる。</p>
<p>県土整備部 県土総務課、 鳥取県土整備事務所、 中部総合事務所 県土整備局、 西部総合事務所 米子県土整備局</p>	<p>8 土木使用料収入等の調定遅延について</p> <p>土木使用料収入等の調定は、継続案件については年度当初に行うことが必要とされているが、依然として遅延が見受けられる。</p> <p>このため、会計局とも連携して具体的な事務のあり方を検討するなど取組を進めているところではあるが、必ずしも改善されていない。</p> <p>については、土木使用料収入等の調定に関する事務について、調定遅延の発生要因等の分析及びそれに対する再発防止をさらに徹底し、適正な事務処理を実施されたい。</p>	<p>年度末から年度当初にかけて処理すべき業務が集中すること、年度途中で変更又は廃止となった対象物件に係る占有者への内容確認や占有台帳の精査に時間を要したこと等により遅延したものである。</p> <p>調定事務が迅速かつ適正に行えるよう以下のとおり再発防止策を実施し、令和元年度調定分では著しい遅滞を解消することとした。</p> <p>①余裕を持って更新事務が行えるよう、各占有者への更新又は廃止申請に係る案内時期を早め、前年の12月に実施した。</p> <p>②調定処理の進捗状況を組織共有し、進行管理を徹底した。</p> <p>なお、総合道路台帳システムの占有台帳データについて、必要項目をCSV形</p>

機関名	意見内容	講じた措置
		式で抽出し、そのデータを新財務会計システムに取り込むことで大量調定処理がスムーズになることから、システム改修を実施中である。
教育委員会 事務局教育 人材開発課、 小中学校課	8 少人数学級及びエキスパート教員 について	対応検討中のため、講じた措置については後日通知する。